

ID: 157

担当部署: 商工観光課

<b>処分の概要</b>	特別の設備等の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	柴田町コミュニティプラザ規則 第11条第2項		
<b>例規番号</b>	平成10年規則第19号		
<b>【基準】</b>			
第11条の規定による。 (特別設備等の許可)			
第11条 使用者は、施設に特別の設備又は装飾をしようとするときは、特別設備等許可申請書(様式第7号)を第5条第2項の使用許可書に添えて、町長に提出しなければならない。			
2 町長は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、特別設備等許可書(様式第8号)により許可するものとする。			
3 前項の規定により特別の設備又は装飾をしたときは、使用者は、使用後直ちにこれを撤去して、原状に復さなければならない。			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日